

秦野市部の設置に関する条例の一部を改正することについて

秦野市部の設置に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和5年11月30日提出

秦野市長 高橋昌和

提案理由

市民の利便性向上と業務の効率化に向け、本市のデジタル化を一層推進するための組織とするため、改正するものであります。

秦野市部の設置に関する条例の一部を改正する条例

秦野市部の設置に関する条例（昭和40年秦野市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中クをケとし、キの次に次のように加える。

ク デジタル化の推進に関すること。

第2条第2号中オを削り、カをオとし、キをカとし、クをキとする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第54号 秦野市部の設置に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>(事務分掌)</p> <p>第2条 各部等の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(1) 政策部 アーキ (略) <u>ク デジタル化の推進に関すること。</u> ケ (略)</p> <p>(2) 総務部 アーエ (略)</p> <p><u>オーキ</u> (略)</p> <p>(3)－(9) (略)</p> <p>附 則 この条例は、令和6年4月1日から施行する。</p>	<p>(事務分掌)</p> <p>第2条 各部等の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(1) 政策部 アーキ (略)</p> <p><u>ク</u> (略)</p> <p>(2) 総務部 アーエ (略) <u>オ 情報化に関すること。</u> <u>カーク</u> (略)</p> <p>(3)－(9) (略)</p>

秦野市部の設置に関する条例の一部を改正することについて

1 背景

デジタル庁の設置や、デジタル田園都市国家構想の策定などの国の動きのほか、アフターコロナを踏まえた社会的な要請から、更なるデジタル化の推進が求められています。

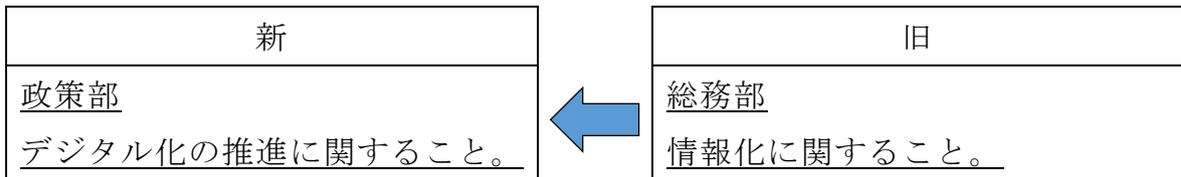
本市では、その基幹的な役割を担っていた「情報システム課」の名称を、本年度から「デジタル推進課」に改め、「ICT活用推進計画」に基づいて取組を進めていますが、急速に進展するデジタル化に全庁的に対応していくことが必要です。

2 対応

市民の利便性向上と業務の効率化の両面から本市におけるデジタル化を一層推進するに当たり、総合計画、行財政改革及び財政の所管部門との連携を強化し、政策的かつ戦略的に全庁的な取組として進めていくため、総務部デジタル推進課を政策部に移管します。

3 条例改正の概要

(1) 事務分掌



(2) 施行日

令和 6 年 4 月 1 日